

航空機において営業上使用される飲料水等の衛生管理について【情報提供】

1 関係通知等

列車、船舶及び航空機において営業上使用される飲料水等の衛生管理について

(昭和56年5月8日 環食第98号)

(各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部(局)長宛 厚生省環境衛生局食品衛生課長通知)

食品関係営業施設等において使用される飲料水等は、食品の調理、加工及び製造等に欠くべからざるものであり、その衛生管理の徹底については、従来から特段の御配慮を煩わしているところであるが、一部の航空機等において不衛生な飲料水が使用されていたこと、列車、船舶及び航空機において使用される貯留タンク内の飲料水は比較的不衛生になりやすいこと、更に列車及び航空機の利用者が増加の傾向にあること等から、次の点に留意の上、列車、船舶及び航空機において営業上使用される飲料水等の衛生管理を強化されたく監視指導方よろしく願います。

記

- 1 列車及び内航船舶にあつては、「2以上の都道府県にわたって営業を営む列車、自動車、船舶等の食堂の取扱について」(昭和28年8月29日衛発第674号各都道府県知事宛厚生省公衆衛生局長通知)及び食品衛生法第19条の18第2項に基づいて定められている管理運営の基準に基づき監視指導を強化するとともにウォータークーラー等によって供給される飲料水についても試験検査の対象とすること。
- 2 国内線航空機にあつては機内のギャレイ(調理室)及び機内で提供される食品(飲料水を含む)について監視指導を行うこと。
なお、このことについては、運輸省と協議済みであるが、臨検に際しては事前に所轄の空港事務所又は空港出張所と十分連絡をとること。
- 3 国際線航空機及び外航船舶にあつては、従来から検疫所が「港湾区域衛生対策について」(昭和42年4月15日衛発第259号各検疫所長、支所長、出張所長宛厚生省公衆衛生局長通知)に基づき調査することとなっていること。

2以上の都道府県にわたって営業を営む列車、自動車、船舶等の食堂の取扱について

昭和28年8月29日 衛発第674号

(各都道府県知事宛 厚生省公衆衛生局長通知)

標記については、今後下記により取り扱われるよう御配慮煩わしい。

記

一 営業許可について

- 1 列車、自動車、船舶等の食堂に対する営業の許可は、当該列車、自動車、船舶等の食堂の受持事務所所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、市長。以下同じ。）のみが行うものとする。
- 2 受持事務所所在地に変更のあったときは、新たに許可を要するものとする。
- 3 列車食堂等において、臨時に短期間他の管区に配車される場合の如きは、その都度許可を必要としないものとする。

二 監視及び行政処分について

1 監視

- A 移動区域内の都道府県（又は保健所を設置する市）の食品衛生監視員が随時監視する。
- B 使用する食品等は、これを列車、自動車、船舶等に積み込むまでは、当該都道府県の食品衛生監視員が監視するものとする。

2 行政処分

- A 営業許可の取消、禁停止、施設の改善命令は、営業許可を与えた都道府県知事が行うものとする。
- B 不良食品等の廃棄その他 A 以外の措置は、現に食品衛生監視員に監視を行わせた都道府県知事が行うものとする。
- C 営業の許可を与えた都道府県知事以外の都道府県知事が、監視の結果、A の行政処分を必要と認めるときは、営業許可を与えた都道府県知事にその旨を通報するものとする。

〔その他の関連通知〕

列車、船舶及び航空機において営業上使用される飲料水等の衛生管理について（昭 56.5.8 環食 98）

2 東京国際空港衛生管理運営協議会（昭和 36 年設置）

東京国際空港衛生管理運営協議会規約（抜粋）

（名称）

第 1 条 東京国際空港衛生管理運営協議会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 本会は、空港衛生に関係のある行政機関及び団体等が相互に連絡強調して、空港区域（検疫法第 27 条第 1 項の規定に基づき政令で定める区域をいう。以下同じ。）における総合的衛生管理を強力に推進し、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、空港区域における次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 衛生管理上必要な衛生状態の調査に関する事。
- (2) ねずみ族、虫類の駆除及び調査に関する事。
- (3) 飲料水及び海水等の検査に関する事。

(略)

第5条 本会の会長は、東京国際空港長をもってあてる。

第6条 本会の委員は、空港衛生に係りのある行政機関及び団体等の代表者または職員並びにその他適当と認める者のうちから会長が委嘱する。

(以下略)

3 飲料水調査(東京国際空港区域衛生対策実施報告書(平成15年度版)から抜粋)

(1) 飲料水調査の意義

航空機には、飲料水や氷が搭載されている。これらは、乗員、乗客に提供されるまでには幾度かの積み替え作業と共に時間も経過する為、細菌等に汚染されている可能性が高い。このため、飲料水の監理、衛生状態の把握は極めて重要である。

(2) 関係機関の実施報告

【日本航空(株) 羽田事務所】

空港グランドサービスに委託して年間を通じて検査を実施

【全日本空輸(株) 東京空港支店】

所有する各航空機(約110機)と給水車(4台)についてそれぞれ年1回検体を委託会社により検査し、不適合はなかった。

【(株)日本エアシステム 東京空港支店】

所有する航空機(77機)と給水車(5台)について年間174検体を委託により検査し、不適合はなかった。タンクの次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を実施している。

【(株)ティエフケー 羽田支店】

航空機搭載用の氷については、製氷業者の検査成績表による確認を実施。調理に使用する水道水についても委託による水質検査を実施している。